

補償概要

この補償概要の詳細については担当代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

保険金名	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
病気やケガで入院したときの補償(国内外補償)	傷害疾病付添介護保険金	被保険者が病気を発病またはケガを被り、その直接の結果として補償期間中に開始した入院が所定の要入院日数以上となった場合	次の事由のいずれかにより、被保険者が被った病気またはケガ ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって被った病気またはケガ ● 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った病気またはケガ ● 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によって被った病気またはケガ。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金をお支払いします。	
	傷害疾病入院時室料差額費用保険金	※病気については、補償期間開始以前の発病についてもお支払いの対象となりますが、ケガについては、補償期間開始後に被り、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を開始した場合にお支払いの対象となります。	● 被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用によって被った病気もしくはケガ。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金をお支払いします。 ● 放射線照射や放射能汚染によって被った病気またはケガ ● 被保険者の妊娠または出産 ● 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの … など	
	傷害疾病入院諸費用保険金	※当制度に中途で加入された場合、病気による入院についてはご加入日(補償の開始日)からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に開始した入院がお支払いの対象となります。	所定の要入院日数以上入院した場合、要入院日数以上の差額ベッド代が生じた入院1日につき傷害疾病入院時室料差額費用保険金をお支払いします。ただし、補償期間を通じて30日を限度とします。	● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ● 被保険者による自動車、バイク(原動機付自転車を含む)などの無資格運転・酒気帯び運転 … など
	傷害疾病入院一時金		所定の要入院日数以上入院した場合、1回の入院について1回に限り、傷害疾病入院一時金の全額をお支払いします。ただし、傷害疾病入院諸費用保険金・傷害疾病入院時室料差額費用保険金・傷害疾病付添介護保険金のいずれかの支払日数が30日に達した日の翌日以降の入院については傷害疾病入院一時金をお支払いできません。	次の事由によって生じた損害 ● 故意 ● 地震・噴火またはこれらによる津波 ● 職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ● 自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ● 心神喪失による損害賠償責任 ● 同居の親族に対する損害賠償責任 ● 他人から借りたり預ったりした物に対する損害賠償責任 … など
他人に損害を与えたときの補償(国内外補償)	個人賠償責任補償	被保険者が、次の事故により他人にケガをさせたか他人の物に損害を与えて法律上の賠償責任を負った場合 ・ 本人の居住用の住宅および同一敷地内の動産の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ・ 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (注) 本人の他、本人の親権者、本人の配偶者およびそれらの者の同居の親族または別居の未婚の子、本人の法定監督義務者(※)も被保険者となります。ただし、法定の監督義務者は本人に対する監督義務に関する事故に限ります。 また、本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。 (※) 監督義務者に代わって本人を監督する者を含みます。ただし、本人の親族(6親等以内の血族、配偶者および6親等以内の姻族)に限ります。	法律上の損害賠償金、訴訟費用などをお支払いします。損害賠償金は、1回の事故につきご加入の個人賠償責任保険金額を限度とします。 ※賠償金額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。その際に、保険会社は被害者との示談、調停などの法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決に当たるための助言、協力を行うことができます。 ※同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額が損害額を超えることはありません。 ※他人の物を損壊した場合、それを新しく購入した金額をお支払いする保険ではありません。破損物が事故日時時点でどれくらいの価値であるか(時価額)を算出し、その金額がお支払い金額となります。ただし修理可能な場合は修理代金でのお支払いとなります。(万一、修理代金の時価額を超えた場合は時価額でのお支払いとなります。)	
		死亡保険金	被保険者がケガにより、事故日を含めて180日以内に死亡した場合	ご加入の死亡保険金額の全額をお支払いします。 (注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡保険金額から差し引いてお支払いします。
ケガをしたときの補償(国内外補償)	後遺障害保険金	被保険者が被ったケガにより、事故日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じてご加入の後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注) お支払いする保険金は、補償期間を通じて、後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	被保険者がケガにより入院した場合	[ご加入の入院保険金日額×入院日数]をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)	
	通院保険金	被保険者がケガにより通院(通院に準じた状態(※)および往診を含みます。)した場合(※) 骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギブスなどを常時装着した状態をいいます。	[ご加入の通院保険金日額×通院日数]をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度)	
	手術保険金	被保険者がケガにより、事故日を含めて180日以内に所定の手術を受けた場合	①入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10=手術保険金の額 ②①以外の手術の場合 入院保険金日額×5=手術保険金の額 (注) 1事故について1回の手術に限ります。	
	疾病葬祭費用保険金	被保険者が補償期間中に病気により死亡し葬儀が行われた場合	保険契約者または被保険者の親族、成年後見人、入居施設等が負担した葬祭費用に対して、ご加入の保険金額を限度として、その費用の負担者に疾病葬祭費用保険金をお支払いします。 ただし、葬祭などを開始した日が補償期間中である場合または補償期間の終了日から60日を経過する日までの間である場合に限ります。 ※同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額がご負担額を超えることはありません。	次に掲げる事由のいずれかによって発病した病気による被保険者の死亡 ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ● 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ● 被保険者による自動車、バイク(原動機付自転車を含む)などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などの影響下の運転 ● 被保険者に対する刑の執行 ● 戦争・暴動等 ● 放射線照射や放射能汚染 … など
地震などによる損害(ケガ)の補償	地震・噴火・津波補償	被保険者が、地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合	[「ケガをしたときの補償」の死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金、手術保険金をお支払いします。]	[「ケガをしたときの補償」の保険金をお支払いできない主な場合と同じです。]